

2017 年度

学士論文

フランスにおける
選択的移民政策への移行の要因
—EU の影響力拡大による「共和主義の変容」と
「フランス社会の右傾化」—

一橋大学社会学部

4114117c

白井 成彦

田中拓道ゼミナール

目次

序章

- 第一節 問題背景と本稿の意義 (3)
- 第二節 近年の世界の移民政策の動向 (4)
- 第三節 フランスと共和主義 (5)
- 第四節 本稿の構成と定義 (6)

第一章 先行研究と仮説

- 第一節 フランスの移民政策の動向 (8)
- 第二節 先行研究と問題点 (10)
- 第三節 本稿の仮説と検証方法 (12)

第二章 EUの進展による内外の分断と共和主義の変容

- 第一節 EU域内出身者の権利の拡大・域内と域外の境界の厳格化の進展 (14)
- 第二節 フランスにおける移民の状況と労働問題 (15)
- 第三節 イスラムフォビア (19)
- 第四節 国内における共和主義の理念の変容 (20)
- 第五節 共和主義の理念の変容が移民政策に与えた影響 (22)

第三章 フランス社会の右傾化と選別的移民政策

- 第一節 反移民とフランス世論の変化 (24)
- 第二節 反移民とフランス政治の変化 (26)
- 第三節 サルコジの台頭とその要因 (29)
- 第四節 サルコジと選別的移民政策 (30)

終章

- 第一節 結論 (32)
- 第二節 今後の課題 (32)

参考文献

○序章

序章では本稿のテーマとその前提となる先行研究について概観していく。第一節で問題背景とフランスという国に絞った理由を述べる。第二節で近年の世界の移民に関する政策の傾向を示す。第三節では共和主義の特徴を検討する。第四節で重要な単語の定義を行い、本稿の構成を示す。

●第一節 問題背景と本稿の意義

この節では、第一に移民問題に対する意識と、そのなかでもフランスの選別的移民政策に焦点を絞った理由を述べていく。第二に本稿の意義を明示する。

近年、世界で移民や移民政策に対する注目が大きくなっている。アメリカの2016年大統領選挙でドナルド・トランプが「不法移民を強制送還する」などの強硬な政策を提案し支持を集めた（Wall Street Journal 2015年08月17日）ことや、イギリスでEU離脱に対する国民投票があった際に移民の労働力問題が取り上げられていた（NHK News Web 2016）こともその例である。EU全体でも移民に対する排外主義的な極右政党が台頭しており、欧州各国の選挙のたびに極右政党の得票率が注目されている。同じく日本も例外ではなく、外国人労働者や移民に対する議論は2010年以降の政府でも行われていた（HuffPost 2014年02月25日）。

世界の移民政策の現状に目を向けると、世界の移民政策の趨勢が家族移民を中心とした移民政策から、「選別的移民政策」へと移行している。この政策は、労働市場で高い価値を持つIT技術者を始めとした一部の経済労働者のみを移民として歓迎し、国内でも他の移民とは異なった待遇を与える政策であり、EU各国もこの政策を取り入れ始めている。EUのなかでもフランスが、2006年移民法改正以降に選別的移民政策へ移行したことは大きな衝撃である。1980年代以降のフランスは、「移民の人種・民族・宗教などを特定せずに移民を受け入れ、同一のフランス人として統合していく」共和主義の理念に基づく移民政策を行ってきた。そのため、「移民の人種や宗教を認め、それぞれ別のコミュニティに統合していく」多文化主義的理念の政策を取る国が、選別的移民政策を取るようになったこととは、意味合いが異なってくる。選別的移民政策への転換は、従来フランスの政策の根幹にあった共和主義の理念から離れた政策を成立させたという、歴史上の重要な転換点になる。そこで本稿では「なぜフランスが2006年移民法改正以降、選別的移民政策へと転換したのか？」について考察する。

2006年移民法改正の要因について考察した先行研究はフランス国内の要因について触れているものが多く、EUとの関係からその要因を論じた論文は少ない。しかし、現在EUとフランスは不可分の関係性にあり、EUの政策とフランスの政策は相互に影響を与え合っている。また、EU統合の進展によってフランス国内で反EU・反グローバリズムの動きが活発化し、それが極右政党であるFNの台頭に繋がったという一面もあるため、EUがフランス社会に与える影響はますます大きくなっている。そこで、EUの政策や統合の進展、それ

に対するフランス国内の反発などを含めながらこのフランスの転換を考察する必要がある。また、選別的移民政策への転換において、共和主義の理念自体が変容していることを要因とみなしている先行研究は少ない。本来ありえなかったはずの選別的移民政策の成立の背景には、共和主義の理念の変化が既に存在していたのではないか。そこで本稿では、フランス社会の右傾化だけに選別的移民政策の要因を見いだす既存の研究に対して、EU 統合の進展とそれに基づく共和主義の変容もまた、2006 年移民法改正に至る主な要因であるとする仮説を提起する。

●第二節 近年の世界の移民政策の動向

この節では 1990 年代から現在までの世界で、選別的移民政策への転換が起きたということ、複数の国の事例から説明する。

アメリカでの 1990 年代後半の IT 革命を要因とした世界的な人材獲得競争が発生したことをきっかけに、選別的移民政策への移行は始まった（井口 2005: 32）。世界各国は高度な技能を持つ移民を受け入れるため、法整備や法規制の緩和を行った。アメリカは 1990 年の改正移民法から高度技能労働のための短期ビザである H-1B ビザを発行し、既に高度な経済移民の優遇を行っていたが、2001 年からは H-1B ビザの枠が拡大された（新田 2014: 21）。第二にオーストラリアでも、移民が自ら希望して移り住む「供給主導」の移民政策から、政府や雇用者が招き入れる「需要主導」の移民政策へと、1990 年代後半に移り変わった（塩原 2017: 73-74）。第三に欧州でも、移民政策の転換が行われるようになった。イギリスでは 1999 年の労働許可書制度改正に基づき、2001 年にポイント制度を導入した（柄谷 2017: 122）。ポイント制度とは高度人材の学位や年収、職歴などにそれぞれ点数をつけ、ある一定以上の点数の人材を経済移民として認める制度である。この制度によって、低熟練度の労働者を排除するとともに、高度人材を優遇することが可能になる（上林 2017: 289）。1970 年代以降、新規移民の受け入れを抑制してきたドイツでも、2000 年に IT 技術者を優遇する「グリーンカード」制度を導入し、選別的移民政策へと転換した。その後 2004 年には移民制御法が成立し、ドイツが必要とする人材を優遇することが定められた（久保山 2017: 174-177）。オランダでは 2001 年に外国人法が施行され、この法律を基盤として、高度な経済移民の優遇や家族移民の抑制に関する法律が次々と立法されていくことで、移民政策転換が図られている（山本 2012: 10）。デンマークも 2002 年に外国人法を抜本改正することで、選別的移民政策への転換を行っている（久保山 2017: 168）。第四にヨーロッパ各国だけではなく、EU としても選別的移民政策への転換が試みられるようになった。2000 年のリスボン戦略では EU を知識集約型経済へと転換することが発表され、2004 年のハーグ五か年計画では知識集約型経済における移民の役割の強調がされた。ハーグ五か年計画に基づき、2005 年には欧州委員会によって高度技能移民受入制度の構築が提案された。その結果、2009 年には「高度技能者を雇用するための非 EU 市民の入国および居住条件に関する指令」、通称ブルーカード指令が成立した。これは基準を満たした高度技能移民に対し

て EU 域内での就労や居住の許可を与えるものであり、条件を満たせば EU 域内での永住権も獲得できる（堀井 2017: 101-102）。最後に、日本でも 2012 年から高度人材ポイント制と呼ばれるポイント制度が導入され、一部の高度技能者に対する優遇措置が取られている（法務省 2016）。この制度は 2013 年に見直しが行われた結果、受け入れ数が飛躍的に増大することとなった¹（上林 2017: 290）。ここまでみてきたように、IT 革命を機に始まった人材獲得競争によって、世界中で優秀な経済移民の奪い合いがはじまり、各国は選別的移民政策へと舵を切るようになった。

●第三節 フランスと共和主義

この節では、フランスに独自にみられる共和主義という理念の特徴を、多文化主義の理念と比較しながら検討する。

共和主義の発端は、フランス革命とその際に展開されたジャコビニズムに見ることができる。フランス革命の時期の思想家たちは、力による不平等を糾弾していた。なかでもジャコビニズムは「平等理念」を展開し、全ての個人を法の下での平等な個に還元した（宮島 2006: 55）。これは言い換えると、国内において集団を基礎として社会秩序を捉えるのではなく、平等な個人に基づいて社会秩序を構成するという概念であり、これが共和主義の第一の特徴である（中野 2009: 15-16）。この共和主義の理念は革命期から現在まで少しずつ形を変えながら生き続け、国の行政の諮問機関であるコンセイユ・デタが 1998 年に発表した『平等の原則について』という報告書でも「その個人とは孤立した、普遍的な、他者と類似した個人であって、そのみかフランスによって承認される人民の構成要素である。過去二世紀間にもそれは弱まることなく、今日でもきわめて重要な法的行為を通してうかがうことができる」と述べられている（宮島 2006: 57）。どの集団にも特権は認めない考えの下で、「特殊的」と問題にされることの一つが「オリジン」の問題である。フランス各地域（バスク・コルシカ等）や移民の出身国に対する帰属、宗教への帰属は問題とされ、それらの属性は公的に考慮に入れられない。公的にオリジンを認めないことは、革命期にジャコビニズムの見地からフランス語を「普遍」とし、フランス語以外の言語や文化は反革命的な「特殊」とみなしていたことに起因している。現在でもこの理念が根付いているといえる（宮島 2006: 58-59）。第二に、共和主義において市民社会は「公的領域」と「私的領域」の二つの領域に分けられる。政治や公共の場と切り離された「私的領域」では、各人の出自、人種、宗教等が考慮されうる。市民が政治などの公的事柄に参加する領域である「公的領域」では、それらの個人的特徴がすべて捨象され、平等な個人としてのみ認められる。第三に、共和主義を宗教に応用した概念が「ライシテ」であり、宗教的な事柄は「私的領域」に属し、「公的領域」と分離されたものとして扱われる（中野 2009: 16）。そのため、フランス国家への宗教の介入は違法とされ、国家の側から信仰を強制する

¹ 2012 年 5 月から 2013 年 12 月末までの受け入れ数が 779 人なのに対して、現在はその 3.4 倍の 2642 人になっている（上林 2017: 290）。

こともない。一方で、個人がどのような信仰であっても、その個人は平等に扱われ、同じ市民的権利を有する（宮島 2006: 56）。

この国民統合のための共和主義のモデルは次第に移民政策に適用されるようになる。政府の移民統合に関する年次報告書においても、統合においては平等な市民からなる国民共同体へ積極的に参加し、共和国の原則に立脚すべきことが明記されている。マイノリティの移民集団にもその集団的権利を認めず、1978年から2007年にかけてはエスニックな出自や宗教を尋ねる「エスニック統計」も禁止されていた（中野 2009: 15-23）。共和主義的な移民政策の最たる例として1989年の「スカーフ事件」が挙げられる。これは移民第二世代の女子生徒が公立中学校の授業にイスラムのスカーフを着用して参加した際、ライシテに反するとして参加を拒否された事件である。この事件は全国に波及し、90年代にはムスリムアイデンティティを公共の場での共和主義の理念に合わせるための施策が行われるようになる。2004年には「公立学校におけるこれ見よがしな宗教的標章着用を禁止する法」、通称「スカーフ禁止法」が制定されるに至った（浪岡 2009: 68-85）。

共和主義に対比して論じられるのがアメリカやイギリス、ドイツなどで取り入れられている多文化主義的な移民政策である。多文化主義においてマイノリティはそれぞれの差異を公的に認められ（中野 2009: 15）、集団として政治的権利や文化的権利を要求する。具体的には、大学入学において人種によるアファーマティブ・アクションを行うこともアメリカでは認められている（センブリーニ 2003: 44-49）。共和主義が公の場で各人の差異を捨象し、「個人」の平等を重視するのに対して、多文化主義は公の場でそれぞれの宗教や人種を認め、「集団」として平等に扱う点で対照的である。

以上、フランスの移民政策は、多文化主義的な移民政策を取る他国とは異なる理念に基づいて行われてきた。しかし、2006年以降のフランスは、多文化主義的な移民政策を取る他国と同様、ある一定の基準によって経済移民を受け入れる一方で、家族移民の受け入れを抑制するようになった。また、それぞれの「私的領域」にあたる文化面でのフランスへの同化を図るようになった。それまでのフランスの共和主義の理念では、移民の受け入れに関して、能力・人種・宗教等に関わらず、家族移民であれば平等に受け入れを行ってきた。また移民の統合に関しては、各自の「私的領域」に関して、政府から何かを強制することはなかった。そのため、選別的移民政策は共和主義の理念に基づく政策と比較して根本から異なる政策であり、他国以上の重大な転換が存在するといえることができる。

●第四節 本稿の定義と構成

この節では、本稿で主要な単語である「移民」と「選別的移民政策」を定義し、本稿の構成を述べる。

移民の定義については、フランスにおける公式定義である「外国に外国人として生まれ、現在フランスに居を定めている者」（宮島 2012: 1）を用いる。しかし、出典によって「外国人」「移民」の定義に多少のズレ・混同があるため、統計や文献によっては「移民二世・

三世」なども含まれていることにも留意する。実際に、フランスの移民研究において著名なアブデルマレク・サヤードも、フランス国籍を持っていない移民だけではなく、フランス国籍を所有している移民二世においても、フランスに暴力的に統合されていく移民の対象として捉えている（稲葉 2003: 86-87）。さらに、EU 域内出身のフランス居住者に関しても、EU 市民権に関わらず移民としてみなしていく。また、選別的移民政策の定義については、第二節でみたような「一定の能力や技術を持つ一部の経済移民を、家族移民より優遇して移民として受け入れる措置」とする。なかでも特に断りなくフランスにおける選別的移民政策について述べる際には「2006 年移民法改正から 2012 年にオランダ政権によって揺り戻しが行われるまでの移民政策」のことを指す。選別的移民政策への転換点についても諸説あるが、本稿が選別的移民政策への転換点だとみなしているのは 2006 年移民法改正である。

本稿の構成は以下のとおりである。第一章ではフランスの移民政策の歴史や選別的移民政策転換の要因に関する先行研究について確認したのち、どの仮説を擁護し、それを補強していくのか提示する。第二章では EU の進展に伴って EU 域内出身の移民と EU 域外出身の移民の間で格差が拡大していき、それが共和主義の変容へと繋がったことを考察する。第一節では EU の共通移民政策を辿ることで、EU の影響力の拡大に伴って EU 域外と EU 域内の境界が厳格化し、EU 域内出身者と EU 域外出身者の中で権利の差が生じたことを考察する。第二節ではフランスへの移民の上位出身国などを確認した後、EU 域外出身の移民が雇用面で差別を受けていることを考察する。第三節ではイスラムフォビア＝イスラム恐怖症という形で EU 域外出身の移民が差別を受け、EU 域内出身はキリスト教信者であり、EU 域外出身者はイスラム教信者であるという誤った二項対立による差別が行われていることを考察する。第四節では共和主義の理念が 1990 年代以降に変容していく過程についてフランス国内での議論を通じて考察し、その変容が実際に移民政策以外の政策において現れていることを確かめる。第五節では国内における移民政策分野において、共和主義的ではない政策がとられるようになっていくことを、ZEP 政策やエスニック統計論争という実例で確かめていく。第三章では選別的移民政策に至るまでのフランス社会やフランス政治の変化を辿ることで、フランス社会の右傾化と共和主義の変容が選別的移民政策に繋がったことを検討する。第一節ではフランスの世論が反移民、反 EU へと傾いていることを考察する。第二節ではフランス世論が右傾化していくことで極右政党である FN が力を伸ばしていき、また既存政党も右傾化していくことを考察する。第三節では右傾化した政治の状況下で FN に対抗するべく「第三の道」を主張し支持を得ようとするサルコジの台頭について考察する。第四節ではサルコジによって実際に選別的移民政策が制定されるプロセスをみるとともに、そこには共和主義的政策の変容が関わっていたことを考察する。以上を踏まえたのちに、終章で結論付け、今後の課題を提示する。

○第一章 先行研究と仮説

第一章では第一節でフランスの現在までの移民政策の歴史をたどることで、選別的移民政策への転換の前後でそれぞれどのような移民政策がとられていたのかを述べる。また、第二節では 2006 年移民法改正に至った要因についての複数の仮説を先行研究から検討し、その問題点を指摘する。第三節では本稿における仮説と検証方法を提示する。

●第一節 フランスの移民政策の動向

この節では戦後から現在までのフランスの移民政策の動向について概観することで、選別的移民政策への移行が、いかにフランスの移民政策の歴史で衝撃的な転換であったか把握する。

フランスの戦後の現在までの移民政策を見るにあたって、主に二つの段階にわけて整理をしていきたい。一つ目が戦後から 2002 年までの移民政策である。この時期にフランスの共和主義的な移民政策が確立した。二つ目が 2003 年から現在までの移民政策である。この時期は移民政策が選別的移民政策へと移行し、本稿で最も重要な時期であるため、重点的に説明する。

まずは戦後から 2002 年までの移民政策についてみていきたい。フランスでは第二次大戦後の 1945 年、「外国人の入国の諸条件と国立移民公団の創立に関わるオルドナンス」が公布され、戦後のフランスにおける労働力不足解消のために移民労働者を受け入れることとなった。このオルドナンスが国立移民公団（ONI）の設立に繋がることとなる。それ以降 1970 年代半ばまでは移民労働者の受け入れを続けてきたが、1974 年に経済成長の鈍化などを理由に移民の新規入国措置が停止される。1974 年以降の移民は家族移民と庇護申請者に限定されることとなった（伊藤 2017: 142-143）。次に大きな動きを見せるのは 1981 年からのミッテラン政権期である。この時期のミッテラン政権によって、以後 2006 年まで続くフランスの共和主義的移民政策が確立されたが、内容は以下のとおりである。フランスにおいて移住者は自身の固有の文化を維持し、享受することができる。しかし、固有の文化は全体の一体性を傷つけない範囲、つまり「私的領域」においてのみ認められる。また、移住者であっても社会的な様々な領域（＝公的領域）への参加が求められる。つまり、序章第三節でも確認した共和主義の理念を受け入れることで、国籍や宗教などに関わらず、フランス市民になることができるという政策理念である（崔 2014: 151-152）。具体的には、フランス社会に移民を定着させるために移民とその家族に対する差別の是正などが図られ、彼らの個人の権利を共和国の中で平等に保障する政策が行われた（伊藤 2017: 143）。これ以降の政策は 2002 年まで左右政権の意向によって揺り戻しと反動が相次ぐものの²、基本

²シラク政権のパスクア法（1986）→ミッシェル政権のパスクア法修正（1988）→1993 年メニユリ法・パスクア II 法→シラク政権のデブレ法（1996）→ジョスパン政権のシュヴェヌマン法（1998）というように、政権の意向によって移民政策の厳格化と緩和が繰り返し発生

的にはこの共和主義的な移民政策に基づくことに変わりはない。

共和主義的移民政策が大きく転換したのが、サルコジが移民政策に大きく影響力を及ぼしていた 2003 年以降であり、2006 年がその決定的な転換点であったといえる。サルコジは内相時代の 2003 年、通称サルコジ法と呼ばれる移民法改正を実現させる。移民法改正の主な目的は移民の増加による犯罪と治安の悪化を取り締まることと、移民の流入を未然に防ぐということであった（東村 2010a: 127）。また不正移民の取り締まりの強化を行ったことから、「サンパピエ」と呼ばれる非正規移民やその擁護者による強い反対運動がおこった（東村 2010a: 129）。

サルコジは 2003 年の移民法改正によって移民政策の厳格化をした後の 2006 年、通称選別移民法と呼ばれる移民法改正を実現させる。この移民法改正がフランスの移民政策を大きく転換させたものであり、その改正には四つの特徴がある。一つ目の特徴は「家族移民の制限」である。これまでフランスに正規に滞在していた外国人は一年経つと家族の呼び寄せが可能になったが、第 44 条によって 18 カ月以上に延長された。また、家族呼び寄せに必要な収入と住居の条件の厳格化も 45 条において行われた。さらに、フランス人との国際結婚における居住者証の取得においても 37 条や 38 条で厳格化がなされた。二つ目の特徴は「経済移民の優先的な受け入れ」である。第 15 条によって能力・才能による「滞在証」が新設された。この滞在証は普通の滞在証と異なり「その能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的若しくはスポーツの威光に著しく及び持続的な方法で貢献する可能性をもった」外国人に交付される。さらにこの法律によって緩和されたのは、能力・才能による「滞在証」の対象になるようなエリートを受け入れだけではない。その他の外国人労働者の受け入れに関しても、職業活動を許可する滞在証の交付基準が第 12 条において緩和されている。三つ目の特徴は「統合の厳格化」である。第 5 条によって、初めて滞在証の交付を受ける外国人はフランス的価値観の尊重やフランス語の学習を求められ、滞在証の更新の際にも文化的に統合されたかどうかを考慮される。また、居住者証や国籍の取得においてもそれぞれ 7 条と 79~83,86~88,90,91 条で厳格化がなされ、取得者がフランス的価値観に従っているかが条件とされている。四つ目の特徴は「不法移民の追放の強化」である。52 条において「国外退去義務」を新設することで、滞在証の交付や更新を拒否された移民や、滞在証を没収された移民は、一ヶ月の猶予期間内に国外に退去しなければ、行政によって強制的に退去させられることとなった。さらに、フランスに 15 年以上前から滞在する外国人は、国外退去命令の例外となっていたが、55 条によって退去の対象になった。さらに、フランス国籍を持つ子や配偶者の家族が、国外退去命令の例外になるまでに必要な期間についても引き上げがなされた（高山 2006: 72-87）。

以上の 4 つの特徴によって、「押し付けられた移民」と呼ばれる家族移民が抑制され、「選ばれた移民」と呼ばれる技能を持った経済移民が優先的に受け入れられるようになった（東

している（植村 2016: 89）。

村 2010a: 127)。これは 1974 年に新規入国措置を停止してから初めてフランスが労働者のために国境を開いたという方向転換である（ウェンデン 2009: 153）。また、「統合」の名を借りた同化圧力が増大したことも確認できる（野村 2009: 195）。ミッテラン政権期に成立した政策理念では、各自の「私的領域」での文化の自由が認められていたが、今回の移民法改正では文化的な統合（＝同化）がフランスに在住するための条件になった。

翌年の 2007 年にはオルトフー法が成立し、さらなる選別的移民政策への強化が行われた。第一に、家族移民の制限が強化されるとともに、「移民・統合・国民アイデンティティ・共開発省」が新設され、移民行政がその省に一元化されたことで、さらに同化圧力が強化されていった（伊藤 2017: 147-149）。第二に、フランスに家族を呼び寄せる際、新規に入国する呼び寄せられた家族移民は、入国前にフランス語の習得と共和国の価値観の理解を義務づけられた。第三に、親子で入国する移民や、フランスに在住する親に呼び寄せられた子の移民に対して、血縁関係を明らかにしなければならないと判断された際、DNA 鑑定を実施すると定められた（鈴木 2008: 18）。

最後に 2008 年以降の移民政策についてみると、2011 年のベゾン法でより一層の移民政策の厳格化が行われたが、2012 年にオランダ政権になると今までの移民の政策が一部修正される形で揺り戻しが起きた（伊藤 2017: 149-159）。つまり、現在は選別の厳格化とその反動の間で揺れ動いているといえることができる。

●第二節 先行研究と問題点

この節では選別的移民政策への転換に関する先行研究を複数紹介し、その問題点を指摘する。さらに、本稿で支持する先行研究についても述べる。

第一の先行研究（＝研究①）は 2005 年の暴動の影響で 2006 年移民法が制定されたとする説である。2005 年暴動とは、2005 年 10 月に職務質問を受けたアフリカ系の少年が変電所に逃げ込んで感電死した事件をきっかけに、パリ郊外に起きた移民 2 世・3 世の若者による暴動であり、フランス全土に波及していった（高山 2006: 72）。この事件は既存の移民統合モデルの限界とイスラム系移民の格差に対する不満の表れであり、これによって移民厳格化へと向かったとする説である（鈴木 2008: 14-35）。この暴動が冷めないなかで、サルコジが 2006 年移民法改正に関する取り締まり内容を発表したことから、これらの一連の流れを同一視する傾向も強い（東村 2010a: 140）。

第二の先行研究（＝研究②）として、2006 年移民法改正は 2003 年移民法改正からの連続であるという説が挙げられる。2006 年移民法改正は、2003 年移民法改正をより厳格化・明確化しただけであり、経済的視点を導入しただけという議論である。どちらも不法移民対策を訴えるサルコジが中心となって制定した法律であり、2003 年移民法改正時点から 2006 年移民法改正に至るまで、移民問題と治安悪化を相関関係としてアピールしてきたことからその関係性が伺える（東村 2010a: 140-149）。

第三の研究（＝研究③）はフランス社会の右傾化を要因とする説である。第一にフラン

ス共産党が近年衰退の一途を辿る一方で、極右政党の FN が反移民の世論を背景に力をつけていった (馬 2011: 41)。第二に、共和主義的政策の枠から既存の左右政党が抜け出せないことで、FN が「第三の道」として機能したことも、FN の台頭に繋がった (中谷 2013: 117)。以上の理由により政治エリートは FN と連合するか、FN の政策を自身の政党の戦略に反映せざるを得なくなり、必然的に移民政策が選挙争点化するとともに、フランス政治全体が右傾化していった。その結果、サルコジは FN の政策を自身の政策に取り込むことで、選別的移民政策に至ったとする説である (馬 2011: 41-42)。

第四の先行研究 (= 研究④) は経済的必要性に関する説である。経済エリートが高度な技術者や労働力不足、将来の人口ピラミッドの歪みの解消のために移民を選別し、優遇することを必要としていた。実際に国家経済計画庁による 2002 年発表の「移民、労働市場、同化」という報告書で移民の経済的な必要性が訴えられたことや、2003 年の経済社会審議会による外国人労働者導入の勧告など、経済的必要性に関するレポートがなされている (馬 2011: 42-43)。またこれには国際的状況の変化も関わっている。序章で述べたように国際的な市場での最高技術者の獲得競争は激化しており、フランスとしても人材獲得のための必要性が存在していた (ウェンデン 2009: 155)。

以上の四つの先行研究であるが、それぞれ次のような問題点が指摘できる。研究①に関しては、2005 年暴動が起きる以前から共和主義のなかで格差に苦しむ移民に関する事件は何度も起きており (宮島 2009: 49)、世論としてはさらに前から反移民の風潮が醸成されていた (馬 2011: 39)。研究②に関して、2006 年移民法は 2003 年移民法との類似点はあるものの、選別的移民政策への転換という点でいうと、2006 年移民法改正からの転換であることが指摘できる。なぜなら明確に才能・能力による「滞在証」という形で移民を区別し、かつ約 40 年ぶりに国境を開いたのは 2006 年移民法であり、既存の共和主義的政策からの明確な転換が見受けられるからである。2003 年移民法は不法移民の取り締まりの強化や、受け入れの厳格化を行ったが、国境を開き一部の選別移民を受け入れたわけではないため、従来の共和主義的政策と理念において違いはない。2007 年のオルトフー法を検討すると、2003 年移民法改正までの既存の政策にはなかった「フランス的理念やフランス語の勉強を義務付けることによる同化の推進」や「一部の経済移民の優遇」が盛り込まれていることから、転換点は 2006 年移民法改正にあった。研究④に関しても、人口構成を適切に保ちたいという点や、不足している職種の労働者が欲しいという点に関しては、なぜ家族移民や移民そのものの量を制限しようとしているのかが説明できない (エラン 2008: 99-100)。また高度な IT 技術を持つ経済移民の量を増やすという目標に関しては、2006 年移民法が高度な IT 移民に対してはつきり照準を合わせていないという指摘ができる。経済・金融・産業省は 2004 年から 2005 年にかけて「最も需給のひっ迫している 20 の職種」を発表しており、それが 2006 年移民法に反映されていると考えられるが、その職種リストに IT 職種は載っていない。つまり、2006 年移民法が対象にしている経済移民は、高技能ではない労働者も含んでいるということが確認できる (宮島 2012: 5)。一方で研究③については、

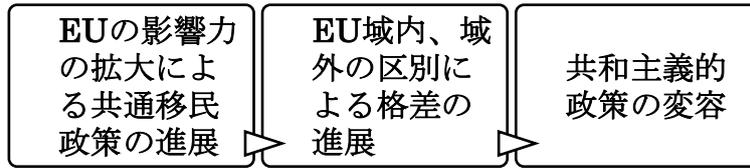
FN が台頭したことを含む世論の動きについて説明できれば、政治エリートの右傾化した政策への選好については説明できる。しかし「なぜ既存の共和主義的政策の伝統を崩せたのか」についての説明が不足している。そのため、次節の本稿の仮説では第三の先行研究を増補し、EU や共和主義との関わりからこの 2006 年移民法改正について捉えなおす。

● 第三節 本稿の仮説と検証方法

この節では本稿における仮説とその検証方法を提示することで、本稿の構造を明らかにする。

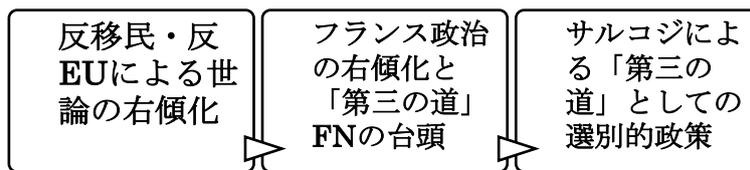
前節で指摘したように、先行研究では EU や共和主義の変容の影響が十分に考慮されていない。これに対して本稿では EU 統合の進展に従って共和主義が変容する一方で、フランスの社会や政治が右傾化し、その二つの要素によって 2006 年移民法改正が成立したということを証明する。議論の流れとしては以下のとおりである。まず、元来移民の権利を「平等」に扱ってきたフランスで、EU の影響力の拡大による共通移民政策の影響を受け、日常の様々な面で域内出身者が優遇され、域外出身者が差別されるようになった。その結果移民の間で雇用など様々な面で格差が拡大し、その格差への対応も含め事実上共和主義的な移民政策が変容した。一方 EU の影響力の拡大や、移民への不安はフランスの社会にも影響を与え、反 EU、反移民の世論が醸成されたため、フランスにおける政党の選挙戦略や政策に右傾化という形で影響を与えた。しかし、既存の左右政党が共和主義に基づいて行う移民政策には限界があり、「第三の道」として共和主義的政策に捉われない移民政策を主張する FN が台頭していった。その結果、右傾化する政治のなかで、FN と同じく「第三の道」を目指すサルコジがとった戦略が選別的移民政策であり、それを可能にしたのは共和主義の変容であるという仮説である。第二章でフランスの移民間での格差の拡大と共和主義の変容を証明し、第三章ではフランス社会とフランス政治の右傾化によって選別的移民政策が成立したことを証明する。そして結論では、フランス社会とフランス政治の右傾化によって選別的移民政策が成立したことの背景には、第二章で検証した共和主義の変容が関わっていたことを考察する。

図1 第二章での検証内容



出典：筆者作成

図2 第三章での検証内容



出典：筆者作成

○第二章 EUの進展による内外の分断と共和主義の変容

第二章では主に EU 域内出身者と EU 域外出身者の間でどのような形で差別が生まれ、その差別がどのように拡大しているか考察する。まず第一節では EU の発展の歴史をたどることで、どのように域内移動の自由化がなされ、EU 域内出身者が EU 内の他国でも優遇されるようになっていったのか検討する。一方 EU の影響力の拡大に伴って EU 外の国からの人々の入国がより厳重に管理されるようになり、境界が厳格化されていくことを指摘する。次に第二節ではフランスにどのような出身国から移民が来ているのか、戦後から今までの流れを検討したのち、実際に労働という場で EU 域外からの移民に対する差別が行われていることを考察する。第三節では、EU 域外からの移民はイスラム教徒であり、危険な存在であるという単一化がフランス内でなされている現状を考察する。第四節と第五節では以上のような差別が生まれたうえで、フランス政府がどのような対応を行い、その結果どのように政策が変化したのか、共和主義に関する論争と実際の政策の変化を基に考察していく。第四節で 1990 年代以降の議論を検討すると同時に、いくつかの移民政策以外での事例を検討し、第五節では移民政策分野での実際の政策と議論について検討する。

●第一節 EU 域内出身者の権利の拡大・域内と域外の境界の厳格化の進展

この節では、EU がその前身組織である EC の時代も含め、どのようにして EU 域内の人々の動きを自由化していったのか、EU の歴史やその政策をたどりながら検討することで、現在 EU 域内出身者がどのような優遇をされるようになったのか明らかにする。また、徐々に域内における移動の自由化や権利の拡大を行ってきた EU が、その EU の境界において、どのような形で域外からの入国を厳格に管理し取り締まろうとしてきたか、関連する EU の政策や組織を時系列に沿って検討することで明らかにしていく。

まず、1957 年に EU、EC の前身の組織である EEC (=欧州経済共同体) が EEC 設立条約(別名ローマ条約)によって設立された。この第一部「原則」において、EEC 構築に向けて「モノ、サービス、資本、人」の自由移動の確保が謳われたことが、欧州における人の自由移動の制度化の始まりである。しかし人の自由移動に関しては、その後長年にわたってあまり進展のない状態が続く。なぜなら人の自由移動を進める際には国家の枠を超えた緊密な協力関係が要請され、さらには国家主権に関わる「出入国管理の再定義」までも必要とするものだったからである。しかし、オイルショックの影響による EU 圏の経済停滞の後、1985 年に EU とは別の形でベネルクス三国とフランス、西ドイツがシェンゲン協定を結ぶことで、EU 市民、非 EU 市民に関わらず域内の人の自由移動が制度化されることとなる。さらに五年後の 1990 年にシェンゲン実施条約が調印され、さらに広い地域での人の自由移動の実施のための詳細が取り決められることとなった。これが欧州におけるシェンゲン=レジームと呼ばれる空間の誕生であり、技術的な協力から高度な政治的協力まで行う、より広い分野での自由化を達成した(大隈 2012: 34-37)。一方で EU は 1987 年

に単一欧州議定書を発効し、1992年から「EU市民が国境管理の下で差別を受けずに他国へ移動できる」という意味での人の移動の自由化を達成した。1993年にはマーストリヒト条約が発効され、「EU市民権」と呼ばれるEU域内国出身者のEU内での居住国における権利が規定された。これによってEU市民はEU域内の他国でも選挙権や教育・福祉の権利など今まで獲得していなかった諸権利を獲得し、EU内であれば同等の権利を保障されるに至った(堀井 2017: 97)。ここまでのEUとしての単一欧州議定書からマーストリヒト条約への流れと、シェンゲン協定によるシェンゲン空間の誕生は、1997年のアムステルダム条約によって合流した(大隈 2012: 42-43)。今までEUの枠外とされてきたシェンゲン協定がEUの枠内に組み込まれることとなり、一部の国を除いてEU内でEU市民権の有無を問わない人の自由移動が適用されるようになった(堀井 2017: 97-98)。その後1999年のタンペレ・プログラム、2004年のハーグ・プログラム、2009年のストックホルム・プログラムとEU内での共通移民・難民政策は5年ごとに方針が定められている(大隈 2012: 43-62)。

EU内における移動の自由化、EU市民への権利の付与が次第に推し進められていく一方で、EU外からの移民や難民に対する取り締まりは厳しくなっていく。2002年の欧州理事会では不法移民削減の方向性の確認されることとなり、域外各国とEU各国が協定を結ぶ際には不法移民を管理できるような条項を入れるように訴えた(大隈 2012: 47)。2004年にはVISに関する理事会決定が採択され、加盟国間でビザの情報を共有することで域外境界管理の強化を図った(安江 2012: 75)。また、同年にフロンテクスと呼ばれるEU域外国境管理支援のためのEU専門機関が設立され、「共同任務」と呼ばれるEU国境付近での監視活動を行っている(堀井 2017: 105-107)。これら不法移民や難民の取り締まりは、2008年にEUROSURと呼ばれる不法移民取り締まりのためのシステムが導入されることで、ますます厳格化されることとなった(安江 2012: 76)。

以上のように、EUは深化に伴って「EU市民」という概念を作り出し、域内において域外からの移民に比べ多くの権利を手にする移民を生み出し、移民間での分断を生み出すこととなった。また、域外からの不法移民を厳しく取り締まることは域外出身移民に対する警戒感を高め、スティグマへと繋がってしまう。さらに近年では、EUによる選別的移民政策によって、「準EU市民」と呼ばれるような移民が多く存在する。これは、高度な技能を持つ経済移民がブルーカードなどによってEU内において優遇され、他の非EU地域出身移民と比べて多くの権利を手に入れているということである。つまり、現在EU各国の移民は「EU市民 - 準EU市民 - その他の移民」という構図になっており、移民間において格差が生じている(堀井 2017: 100-104)。このEUの政策の進展に基づいて、どのようにフランス社会に格差が生じ、また共和主義的政策の転換につながっていったのか次節以降で検討していく。

●第二節 フランスにおける移民の状況と労働問題

この節では、前節で論じた EU の影響力の拡大に伴い、フランス国内で非 EU 地域出身の移民に対する差別が拡大していることを労働問題という観点から指摘していく。第一にフランスの移民の出身国の変動を見たのち、それぞれの出身国や出身地域によってどのような格差が生まれているのかを検討する。第二にそれが EU の影響力の拡大と関係があるということについても考察していく。

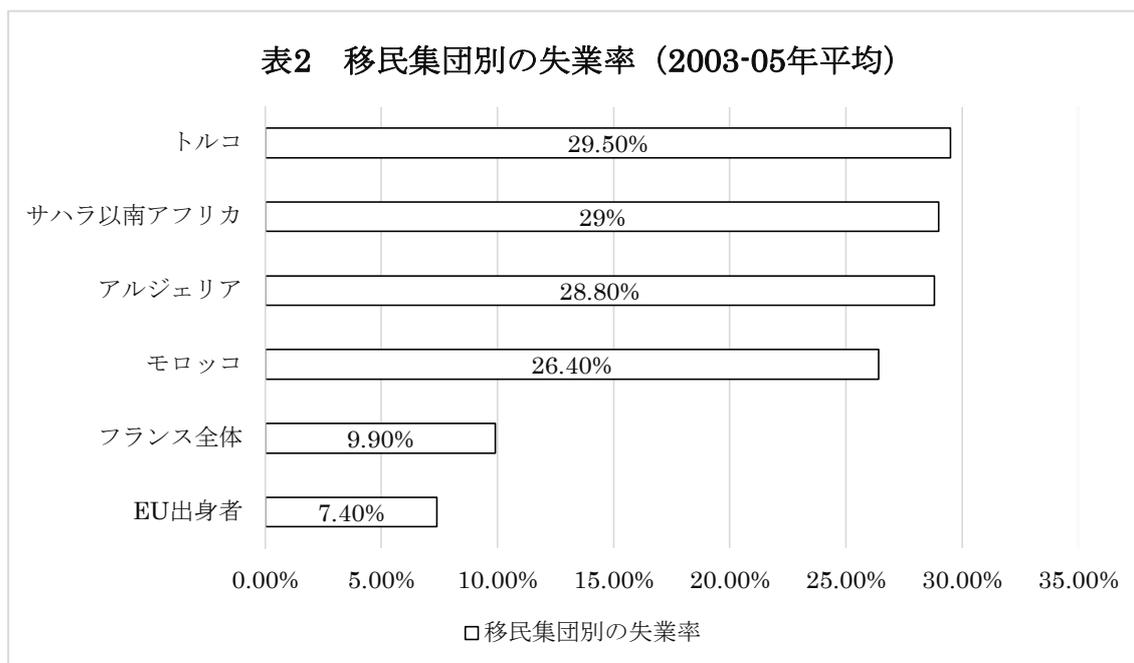
まずは戦後のフランスにおける移民の出身国や地域について確認しておく。第二章第一節で確認したように、戦後のフランスは労働力不足解消のために多くの移民を受け入れることとなり、1947年にはイタリア、1956年にはスペインと労働移民に関する二国間協定を結んだ（自治体国際化協会 2011: 10）。その後も労働力不足は続き、1963年にポルトガル・モロッコ・チュニジア、1965年にユーゴスラビア、トルコと労働移民に関する協定を結んだ（森 2001: 30）。その後 70年代には新規移民入国停止の影響などにより移民の流入は横ばいになり、90年代にはむしろ減少を見せている。注目すべきはその移民の出身地域別比率である。移民の出身地域をヨーロッパ・マグレブ・その他アフリカ・アジアに分けた際、戦後一貫して一番多い出身地域はヨーロッパであり、1975年には 2000 万人を超え全移民の半分以上を占めていたが、その数・割合共に次第に低下している（宮島 2009: 4）。代わって大きく数を増やしているのはマグレブからの移民であり、1985年にはアルジェリアからの移民が一国で 800 万人を超え、出身国別に見た際に一位となっている。アルジェリアの他に、モロッコやチュニジア出身の移民も大きく数を伸ばしている（森 2001: 30）。その結果、1999年にはヨーロッパ出身移民が 166.0 万人に対し、非欧州地域が 166.7 万人と非欧州地域からの割合の方が大きくなり、2004-2005 年には欧州地域 162.7 万人に対し非欧州地域が 200.1 万人とその差は拡大し続けている（自治体国際化協会 2011: 23）。マグレブ出身の移民が大きく数を伸ばしている要因として、フランスが旧宗主国であることによる言語的障害の少なさと、地理的近さの二点が挙げられる（森 2001: 30）。アジアやその他アフリカ出身の移民も少しずつ増えている状況である（宮島 2009: 4）。1975年・1982年・1990年・1999年・2004-2005年の移民の出身国別の上位国をグラフにすると次の表 1 のようになっており（表 1 参照）、マグレブ出身者がヨーロッパ域内出身の移民と同じように大きなウェイトを占めていることが分かる。しかし、その二者の間の格差は大きく、社会に様々な形で表出する。そのなかでも、人間の社会的活動において中心的な役割を占める労働という観点からその格差をみていきたい。

表1 フランスにおける外国人の出身上位国(1975年、1982年、1990年、1999年、2004-2005年)

| | 1975 | 1982 | 1990 | 1999 | 2004-2005 |
|----|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 1位 | ポルトガル | アルジェリア | ポルトガル | アルジェリア | アルジェリア |
| 2位 | アルジェリア | ポルトガル | アルジェリア | ポルトガル | モロッコ |
| 3位 | スペイン | モロッコ | モロッコ | モロッコ | ポルトガル |
| 4位 | イタリア | イタリア | イタリア | イタリア | イタリア |
| 5位 | モロッコ | スペイン | スペイン | スペイン | スペイン |

出典: 経済開発協力機構 森 2001: 30 より引用(1975、1982、1990)と、INSEE “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005”より筆者作成(1999、2004-2005)

フランスは失業率が他の EU 諸国より高いことで知られ、1990年代には10パーセント近くにも達していた。しかし、移民の失業率はさらに高く、男性で16.7%、女性で27.3%、平均でも19.9%になっている。さらに、ここではEU域内出身であるかどうかにも注目する。アルジェリア出身者の失業率は27%、モロッコ人で24%と移民の平均より高い失業率になっている(森 2001: 31)。雇用統計に表れにくい非正規移民＝サンパピエも存在するが、彼らは基本的にEU域外からの移民である。なぜならEU域内のポルトガル、スペインなど出身の労働者はEUの拡大に伴ってEU市民として扱われるようになったからである(宮島 2009: 53)。そのため、基本的に雇用上の不利を背負いやすく、また非合法的な移民として雇われにくい存在であるのはEU域外からの移民であり、特に多くの割合を占めるマグレブ出身者である。2003年から2005年の平均の失業率は次の表2のようにになっている。ますますEU域内とEU域外の格差が拡大していることがよく分かる。



出典：Dumont 2008: 14 より筆者作成

ではなぜ、EU域外からの移民の失業率が高くなっているのだろうか。その原因は、彼らがEU域内からの移民と比べて偏見を持たれており、雇用へのアクセスを阻害されているということである。実際に移民に対する差別・偏見に関する調査でも、南欧系移民に比べて多くのマグレブ系移民が過去の雇用における差別を訴えている。また、面接における差別だけではなく、履歴書を送付した段階で、その名前や住所から差別を受けて面接拒否を受けてしまうという訴えもなされている。ディプロマ（＝教育終了証）を持っていないマグレブ系移民だけではなく、高学歴のマグレブ系移民も同じように差別を受けているため、単に彼らの学位や教育水準がEU域内出身移民と比べて相対的に低いことが原因とは断定できない（宮島 2009: 57-59）。

雇用上の差別がEUの域内/EUの域外という区分けでなされていることは、選別移民法からの一連の改革で2007年に作成された「労働力不足職種リスト」からも確認することができる。これは2007年に成立されたオルトフー法の第40条に則った通達によって作成されたものであり、どの職種がフランス内の雇用だけでは足りず、移民労働力が必要とされているのかを示している。この文書において、「新規EU加盟国出身者」と「第三国出身者」という2つのグループ分けがなされていた。新規EU加盟国である10カ国出身者には幅広く150種類の職種が定められたが、第三国においては30種類程度のみであった。オルトフー移民相がEU域内か域外かという区分に即した選別を行ったことから、EUの影響力の拡大に伴って移民間で差別が大きく広がっていることが確認できる（伊藤 2017: 151-153）。

●第三節 イスラムフォビア

この節では、再イスラム化やスカーフ問題などを通してフランス国内のイスラム系移民への差別が拡大し、EU外からの移民がイスラム教徒だという単純化された形で、世論の間で反移民の動きが広まっていったことを指摘する。

フランスにおけるイスラム系移民は1960年代後半からの非ヨーロッパ系移民の流入によって数を増やしていったが、1974年に新規移民の入国停止措置がなされたため、その後は他の移民と同様に家族移民の呼び寄せでその数を増やしていった。彼らは1980年代半ばから次第に「再イスラム化」していき、政治的問題になっていく。再イスラム化とは多くのイスラム系移民が再び彼らの宗教的衣装を纏うようになり、モスクの動きが活性化され、イスラム文化が目に見えるようになったということである（佐藤 2015: 2）。これは彼らの社会からの排除、共和主義、EUの影響力の拡大という三つの要因によって説明できる事象である。

社会からの排除に関していえば、イスラム系移民はその肌の色や名前から日常的に人種差別を受けており、前節でも説明したように雇用上でも大きく不利を背負っていた（浪岡 2009: 67）。イスラム系移民へのフランス人の意識に関してのデータをみると、1992年の調査で、「フランスにはアラブ人が多すぎる」と考えるフランス人が65%と半数以上を占めている。これは「フランスには黒人が多すぎる」と考えるフランス人が38%であり、「フランスにはアジア系が多すぎる」と考えるフランス人が31%であることに比べても、高い割合であると言える（森 2001: 35）。また、イスラム系移民は住んでいる地域についても格差があり、差別問題を抱えたイスラム系移民は低所得者向けの郊外地域に固まって暮らしている（浪岡 2009: 67）。

フランス国内で差別を受けるイスラム系への差別を是正するべく、本来ならばフランス政府は彼らに対して積極的に手助けをするべきであるが、共和主義の原理上、手助けはできない。なぜならフランスは共和主義の原理においてそもそも人種などの統計をとっておらず、また民族や人種に対して支援を行うことはその理念に違反すると考えられるからである。共和主義と結びつくライシテの理念から、フランスにおけるモスクの支援なども公的に支出することができず、モスクはイスラム系移民の出身国からイスラム系の組織を経て支援を受けることになる。これもフランスにイスラム系移民が統合していない証だとみなされてしまう（浪岡 2009: 87）。

さらに、ここにEUの影響力の拡大によるEU域内移民の誕生が関わってくる。第一節・第二節で概観したように移民が「EU域内出身かどうか」によって二分されたことで、「EU域内のキリスト教民」と「EU域外からのイスラム教民」といった形で外国からの移民の負の側面が全てイスラム教に結び付けられるようになった。その結果、移民による問題とイスラム教による問題が混合され、移民の統合失敗や治安の悪化、暴力などがすべてイスラム教によるものだとみなされた（佐藤 2015: 2）。この「ヨーロッパ系移民」と「非ヨーロッパ系=イスラム系移民」の単純化された二項対立と、それを扇動する政党に基づいてフラ

ンス社会が右傾化していくということを第三章で検討する。

●第四節 国内における共和主義の理念の変容

この節では第一に、フランス国内の移民間格差が EU 域内移民と EU 域外移民という二種類の移民の間で拡大していった結果、フランスの共和主義的な単一政策が変容を迫られ、1990 年代以降に発生した議論を検討していく。第二に、移民政策以外の政策で実際にどのように共和主義的政策からの変容が行われ、それぞれの政策がどのように憲法院に判断されたのか考察する。

まずはフランスの共和主義的政策に関する 1990 年代以降の議論をみておきたい。1989 年のスカーフ論争を経て、個人をあらゆる属性に関わらず平等に扱う共和主義は移民の統合モデルとして 1990 年代初頭から再評価されることとなる。一方で同時期の多文化主義は、アメリカの PC 運動を中心とする多文化主義論争を踏まえて、共同体を併存させ社会を分裂させるコミュニタリズムと同一視され、批判されることとなる。しかし、J・ロマンらによる共和主義に対する批判によって議論は変化していく。ロマンはムスリムの女子生徒にスカーフを禁止させることはあくまで「フランス的個別主義」の押しつけだとする。フランス革命以後の一時期、確かに共和主義は機能したが、それは「公的領域」と「私的領域」という二元的社会観を受け入れることができる社会成員だったからであり、社会成員が多様化した今、共和国の価値観を押し付けることは単なる同化主義に過ぎないとする。その結果「イスラム的個別主義」の興隆がもたらされてしまうと、社会が分断されると指摘している。また、共和主義の理念ばかりが強調されることを批判したのが M・ヴィーヴィオルカである。彼は市民の平等理念の無力さを主張し、マイノリティの側に立ったプラグマティックな視点を重視した。現在のフランスは様々な文化的特性を持った人が混在しており、単一の移民政策で解決するには限界に達しているとする（中野 2009: 18-21）。

フランスの最高行政裁判所による 1996 年の指摘も注目される。フランス社会における失業・貧困問題の深刻化と、フランス市民による多様性の承認を求める動きの強化という二点を踏まえて、法の下での抽象的な平等という概念の形骸化を指摘している。最高行政裁判所は「経済・社会的現実がこれほどに多様であるにもかかわらず、すべての行為者とすべての状況に単一の法律と規則を想定するのは、ばかげた原則論に過ぎない」と指摘し、共和主義による画一の政策が限界に達していることを示している（稲葉 2003: 85-111）。国の機関であるところの最高行政裁判所が共和主義的政策の限界を表明したということの持つ意義は大きい。その後、1998 年にはオーブリー労働連帯大臣によって「差別との闘い」が宣言された。この宣言によれば、移民二世の問題は彼らに実質的平等を十分に保障できない統合モデルの問題であり、これまでのモデルの見直しと更なる寛容な政策が必要だとする。この宣言は共和主義の限界を公的に認めたという画期的な出来事であった（浪岡 2009: 74-75）。その後、反差別のための数々の組織が設置されるようになり、2004 年には差別と闘うための独立行政機関である HALDE（反差別及び平等のための高等機関）が設置

されている。近年のフランスでは共和主義の理念よりも、いかに現実の差別と向き合うか、という実質的平等が重要とされるようになってきているという理念の変容が確認できる（中野 2009: 21-26）。これらの理念の変容について具体的な政策の例を以下で検討することで、それを実証していく。

まずは憲法院によって共和主義の理念に反すると判断された例からみていきたい。第一に、1991年にコルシカ地域圏の自治的機能をより強めるために制定された「コルシカ地方団体の地位に関する法律（ジョクス法）」は「フランス人民の構成要素としてのコルシカ人民」という一文が存在したが、これは同年に憲法院によって違憲と判断された。憲法院によれば、共和国の国民は不可分一体であり、それを「コルシカ人民」という下位単位に分割してはならないとする（宮島 2006: 63-64）。第二に、1992年の欧州評議会によって採択された欧州少数地域言語憲章は、ヨーロッパの地域言語を保護し、それを私的生活、公的生活で使用する権利を定めた憲章である。フランスがこれに署名したのは1999年であり、実に7年もの月日がかかった。その背景には、共和主義による「共和国の不可分性」を守ろうとする政府とそれに反対し地域語の公的使用を求める立場との長い闘争があった。しかし、長い時間をかけてようやく批准された欧州少数地域言語憲章であるが、わずか一か月後に憲法院によって違憲との判断がなされる。その判決文は共和主義の理念に基づいたものとなっており、共和国の「公的領域」におけるフランス語の使用を義務とする理念をそのまま踏襲したものだった（長谷川 2000: 200-232）。

これら違憲と判断された法律に対して、共和主義の理念が変容しているとみられる政策について次にみていきたい。1999年にシラクジョスパン政府は「地方議員の選挙における政党・会派リストにおいて男女同数を記載すること」を規定した「パリテ法」を制定したが、そのために憲法改正を行うこととなった。なぜならクオータ制を採用しているパリテ法は憲法院によって違憲と判断されてしまうため、この司法の壁を突破するために憲法改正に踏み切った（宮島 2006: 137）。憲法を改正することで憲法院を突破し、共和主義に対抗する政策を成立させるという事例は2003年憲法改正による地方行政改革にもみることができる。「共和国の不可分性」によって主権の不可分性が定められていたフランスで、地方分権を憲法に盛り込むことで、各地域はそれぞれ主権をもって行政を行使することが可能になった（中野 2007: 70-74）。そのため、共和主義に基づいて、全市民に画一的にフランス政府による政策が適用されることがなくなった（中野 2009: 27）。

以上1990年代のフランスの政策は、あるカテゴリーを「選別」した政策を行うことへの賛成と反対が入り混じっていた（宮島 2006: 137）。以前は共和主義的政策のみを採用していたフランスにおいて、少しずつ積極的差別是正を認める方向へと推移しているということができる。しかし、この時点では憲法を改正しなければ憲法院によって違憲と判断されてしまうということは、後述する2006年移民法改正が選別的な要素を含んでいるにも関わらず、憲法院で合憲判決が下されたことと比べて特筆すべき点である。

●第五節 共和主義の理念の変容が移民政策に与えた影響

この節では移民政策分野における共和主義的政策からの変容について考察する。ZEP 政策とエスニック統計論争という二つの事例についてみることで、移民間の格差拡大によって国内で均一的な移民政策が行えなくなったことを考察する。

共和主義的政策が、国内の社会の変化やそれに伴う議論の変化に合わせて変容していくという点で、第一にその萌芽的な政策である「ZEP（教育優先地域）政策」についてみていく。ZEP はそもそも 1981 年にリヨンの郊外都市で移民が暴動を起こしたことをきっかけに、その翌年から左翼政権によって開始された制度である。この制度によって指定された地域の対象の学校は、教員の特別手当や増員などに充てる予算が 20% 上乘せされる。この制度の対象地域はあくまで教育の水準が低い地域であるが、その選定過程では「外国籍の子供」つまり移民の子供の割合が重要な指標になっていたため、実質的には移民や移民二世・三世を主な対象とした政策であった（鳥羽 2009: 97-98）。実際に、ZEP 以外の地域では、両親ともに移民である生徒の各学校に占める割合は 7% であるが、ZEP 地域ではこれが 27% にもなっている。つまり、フランスでは共和主義的原理から直接的に人種を名指しすることが避けられるため、「地域」という枠組みを利用することで間接的に格差是正措置を行っている。さらに、2001 年から ZEP 出身者はパリ政治学院における積極的是正措置を受けることができるようになる。これは、パリ政治学院の学長リシャール・デコアンが学生を多様化する目的で始めた制度であり、ZEP 出身者は一般的な選別とは異なる別の選抜による枠が設けられている³。また、入学後も住宅手当や奨学金などを与えられる。この制度の利用者は 2001 年の開始から年々増加していき、2002 年から 2006 年までの合格者を合わせると入学者の 10% を占めるまでになっている（ダニエル 2009: 173-176）。この選抜方式で入学した者と、従来の選抜によって入学した者とで、学力の開きがみられることそのものが格差是正措置である。教育の場で移民を中心とした対象に向けて事実上の積極的差別是正措置が取られるようになっていることは、既存の共和主義の理念から考えて画期的である。

第二に、国勢調査などで個人の人種・出自や宗教などを尋ねるいわゆる「エスニック統計」に関する 2007 年の論争によっても、移民に関する共和主義の理念の変容をみることができる。まずエスニック統計に関する政策の歴史をみてみると、1978 年に「情報処理・ファイル・自由に関する法律（78 年法）」が制定されたことによって、個人の人種や宗教などに関する自動処理記録が禁止されることとなる。その後、1995 年の「個人データの保護とデータの自由移動に関する EU 指令」を国内法化し、また 78 年法を情報化社会に適応させるために 2004 年に法改正がなされる。この法律はより明確に、エスニックな事柄に関する統計調査について一部例外を除き禁止した。匿名での統計であっても、78 年法によって制定された独立行政機関である CNIL（情報処理と自由全国委員会）の許可を必要とする内

³ 他の入試受験者は筆記試験を受けるが、ZEP 出身者は新聞批評を述べる第一次口頭試問とパリ政治学院での第二次口頭試問を受けることとなる（ダニエル 2009: 175）。

容になっている。つまり、フランスでは共和主義の理念に基づいてエスニック統計を厳しく禁じる政策が長い間とられていた。しかし、2007年にその状況が変化していくこととなる。まず、5月にCNILが人口の「多様性」の測定に関する10の勧告を公表する。この一つが改正された78年法の例外として「出自の多様性、差別、統合の測定に必要な」場合を追加するというものであった。7月4日には移民法改正の一連の法案の一つである「オルトフー法」が国会に提出されるが、これには「個人の出自の多様性、差別、統合の測定に関する研究」であれば78年法の例外とするという78年法の修正案が含まれていた。これに対して修正案での「人種」概念の非科学性などを理由に反対意見が表明されたが、法律は10月に可決されることとなった。この法案を巡って、エスニック統計に関する論争が発生した。エスニック統計に反対する人々は、人種という用語で人々にものを考えさせ、統計の際に差別と肌の色などを並べることで差別が人種に基づいているとみなすように誘導してしまう危険性を指摘している。また、移民法改正のなかでエスニック統計に関する修正案を盛り込むことで、人種や宗教による見た目での少数派と移民とを同一視してしまう曖昧さも批判している。しかし、賛成派からはエスニック統計の副作用を気にするあまり、実際の差別の実態を隠蔽してしまう非合理性の指摘がされている。さらに、エスニック統計が「カテゴリー別に人を数え上げることを目的とせず、「あくまで不平等が何によって生み出されているのか調査すること」を目的としているという主張もなされている。ここまでのエスニック統計に関する議論のなかで、共和主義の理念の変容を読み取れる。ここでは、「共和主義的に正しいかどうか」ではなく、「それが現実的にどのような影響を与えてしまうのか」について議論が行われていた（中野 2009: 22-25）。

この変容を代表するのが、共和主義の意義を主張し続けてきた社会学者のD・シュナペールのエスニック統計に関する議論である。シュナペールはエスニック統計について二点の疑念を表明する。一点目は人々の出自や自己認識が多様化する中で、ある一つのカテゴリーに各人を確定することの困難さであり、二点目は統計へのエスニックカテゴリーの導入によって、人々のエスニック意識が強まってしまうという点である。しかし、エスニック意識を強める懸念があったとしても、差別と闘う必要性を強調する。そのため、エスニック統計の導入はもはや議論する点ではなく、いかに導入の副作用を抑えるかが重要であると指摘している（中野 2009: 25-26）。つまり、このシュナペールの議論のように、共和主義的な「形式的平等」はもはや差別と闘うための「実質的平等」に変容している。

○第三章 フランス社会の右傾化と選別的移民政策

この章ではフランス社会の右傾化と、それに応える形での政治の右傾化がサルコジによる選別的移民政策を誕生させたということを考察していく。第一節では戦後フランスでどのようにして反移民や反 EU 統合の世論が醸成されていったのかを考察する。第二節では反移民の世論の下で極右政党である FN が力を伸ばすのに対し、どのように既存の政党が対応していったのかを考察することで、何が政治の右傾化につながったのかを判明させる。第三節では世論や政党の右傾化の下で、サルコジが FN に対抗するべく既存の移民政策から脱却し、「第三の道」として支持を集めたことを検討する。第四節では新しく選別的移民政策を打ち立てていくサルコジの政策立案過程を考察していく。

●第一節 反移民とフランス世論の変化

この節ではフランスのなかでどのようにして反移民や反 EU の世論が起こってきたのか、2005 年の欧州憲法条約の国民投票による否決という具体例を検討しつつ考察する。

まずはフランス世論の移民に対する意識を確認すると、フランスでは 1980 年代から移民に対して不安や嫌悪が抱かれてきたことがわかる（馬 2011: 39）。次の表 3 でも、EU15 カ国のなかでも特段にフランスにおける「外国人ざらい」の割合が高いことが確認できる。さらに、事実と異なるが、「フランスは EU 諸国のなかでも移民をトップクラスに受け入れている」と多くのフランス人が思い違いをしていることも指摘される。フランスで実際に移民が国民全体に占める割合は 10%であるが、29%の割合だとフランス人は感じているという調査もある（エラン 2008: 19-20）。移民に対して偏見を抱く世論の形成には「FN の台頭」と「反 EU」という二点が指摘できる。第一にフランスの右翼政党である FN（＝国民戦線）は移民に対する国民の不安をあおり続けてきた。FN の党首であったルペンが、フランスの社会における諸問題を、すべて移民の問題と結びつけて説明していた。ルペンは「外国人の人口過剰は、今日、失業、治安悪化、重税、社会諸システムへの過重負担、国民教育の破産、住宅不足といった、我々の社会の不均衡と混乱の中心的要素である」と述べており、実際に一つ一つの国内問題と移民の問題の相関性を示している。例えば犯罪の増加について、アラブ出身者は生物学的に暴力的な遺伝子を持っており、データからも「フランス人の犯罪率が 10.88%であるとき、外国人のそれは 24.93%である」と説明している。教育においても、外国人が教育レベル低下を招いていると指摘している。また、社会保障においても、移民の多くが社会保障の受給者であると非難している（畑山 1997: 49-52）。フランスで起きている様々な問題を、目に見える移民という対象に向けることに FN は成功したのであり、それが一般世論の移民に対する反感に繋がった。

表3 フランスと EU15 カ国における外国人ぎらいの感情

(肯定的回答の割合：%)

| | フランス | 15カ国 | フランスとEUの差 |
|--------------------------|------|------|-----------|
| 移民は社会保障システムを悪用している | 64 | 48 | +16 |
| 教育の質は過剰な移民から被害を受けている | 57 | 46 | +11 |
| 移民の存在は失業を増加させている | 51 | 54 | -3 |
| 移民の存在は治安悪化の原因である | 46 | 37 | +9 |
| 移民は多すぎる | 42 | 38 | +4 |
| 移民の宗教的活動はフランス人の生き方に脅威である | 37 | 25 | +12 |
| 移民はフランスの権力によって優遇されている | 34 | 27 | +7 |

出典：Ivaldi, G. et P. Bréchon (2000) “Le report à l’autre : une culture xenophobe ?” in Pierre Bréchon, Annie Laurent, Pascal Perrineau: *Les cultures politiques des Français*, Presses de sciences po. 279 馬 2011: 40 より引用

第二に、EU の進展は低学歴の労働者にとって、他国から安い賃金で働く移民が流入し、自身の雇用が無くなってしまふという不安をもたらすものになった(馬 2011: 40)。移民の流入に反対する FN は、現在の欧州統合のあり方にも反対する立場であり、低学歴の労働者や、国境近くの地域の住民の欧州統合に対する不安を煽っている。その結果 FN は、国境に近い北部アルザス州における 1994 年欧州選挙や、1995 年大統領選挙における大量得票という成果を獲得している⁴(畑山 1997: 145)。次の表 4 によっても、フランスの欧州統合への懐疑が年月を追うごとに強くなっていることが良く分かる。

⁴ 1994 年の欧州選挙において FN は全国平均で 10.5% の得票率だったが、アルザス地域圏では 12.5% であった。1995 年の大統領選挙では、ルペンへの票が全国平均を 10% 以上も上回った(畑山 1997: 145)。

表 4 欧州共同体への帰属についての意識

| | 1973 | 1991~1993 | 2005 |
|-------------------|------|-----------|------|
| 良い | 61% | 57% | 46% |
| どちらでもない、分 からない | 34% | 31% | 39% |
| 悪い | 5% | 12% | 15% |

出典：Le Figaro, 28 Avril, 2009 吉田 2012 :15 より引用

フランス社会の民意が反移民、反 EU に向かっていったことの事例として、欧州憲法条約の否決についてみていきたい。欧州憲法条約は EU の拡大に伴う複雑な構造を整理するために、2001 年のラケーン欧州理事会にて作成が決定した条約である。その条約作成過程のなかで、フランスは自国が有利になるように多くの要素を勝ち取ってきた。しかし、2005 年に行われたフランスでの批准のための国民投票は、賛成 45.13%に対して反対が 54.87%と上回り、この条約は否決されるに至った。その要因として、EU の規制緩和に反対する世論が存在していたことが挙げられる（鈴木 2012: 266-269）。2004 年に「ボルケシュタイン指令」と呼ばれる EU 域内のサービス自由化のルールが定められていたが、これが人々の間で「ポーランドの EU 加盟により低賃金のポーランド人移民によって自身の雇用が奪われてしまう」とする「ポーランドの配管工問題」と結びついた（馬 2011: 40）。さらに、ボルケシュタイン指令は 35 時間労働法を否定し、フランスの労働者の権利を奪うものとしてみなされてしまった。この国民投票の否決は、フランス社会の分断も象徴している。この国民投票において 65%の専門職、ホワイトカラー、企業経営者が賛成していたが、単純労働者の 67%、労働者階級全体の 79%、失業者の 71%が反対していた（鈴木 2012: 269-271）。つまり、第二章でみてきたフランスでの社会の分断と画一的な政策の限界は、国民の意識の面にも表れている。フランス社会が右傾化し、EU や移民に反対することで、その意見を代表するフランス政治が右傾化していったことを次節以降で確認していく。

●第二節 反移民とフランス政治の変化

この節では戦後から 2002 年にサルコジが内相に就任する以前までのフランスの政党政治について移民政策という観点から考察していく。フランス政治が右傾化していく一方で、既存の政党とは異なった「第三の道」として FN が台頭する過程についても検討する。

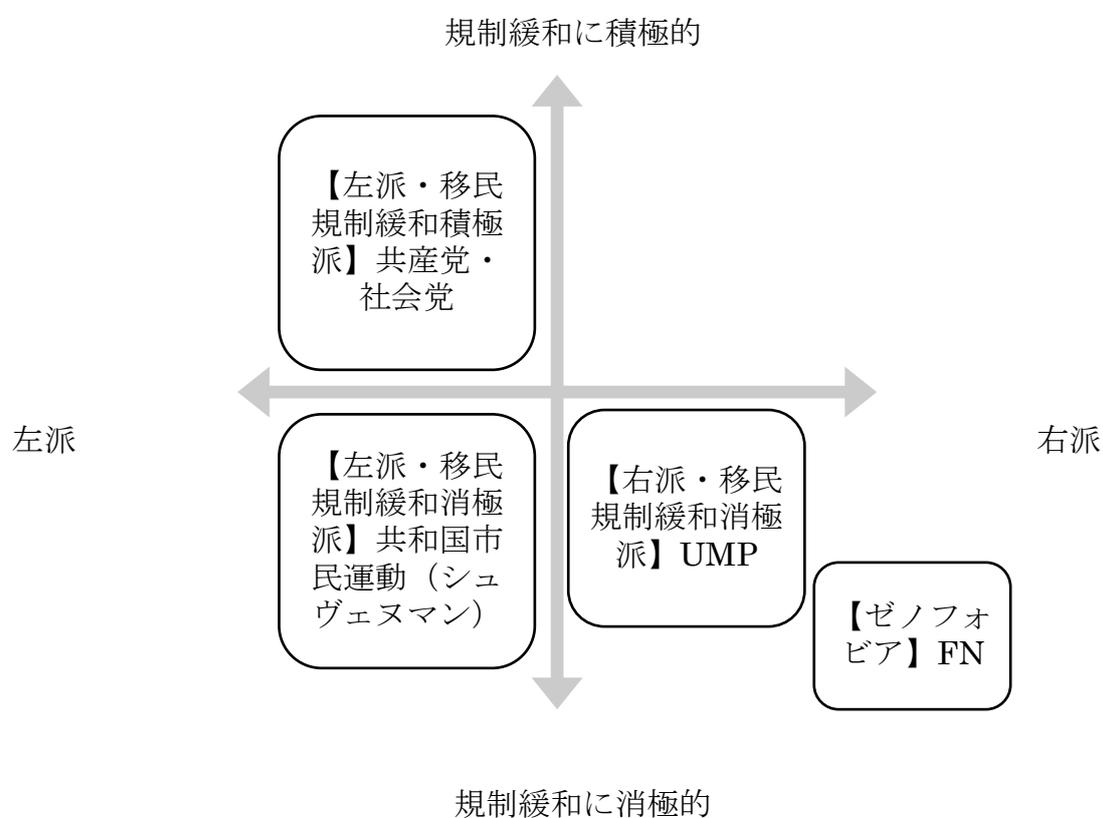
第一に、戦後から 1974 年に新規移民の受け入れ停止がなされるまでの移民政策を考察する。この時期において、左派政党であるフランス社会党と右派政党である UMP のどちらの政党も、移民は経済的に必要不可欠なものだと考え、移民の権利を自国民同様に認めていた。そのため、移民に関する意見の違いは左右の政党の間で入国者数の制限などの法的コ

ントロールを積極的に行うかどうかという点だけであった。また、文化の違いや人種の違いを原因としたゼノフォビア（＝外国人嫌い）の人々の意見を吸収する政党は存在していなかった。この状況が変化したのが、1974年以降である。経済の悪化を理由に移民の新規受け入れを停止したフランス政府は移民の帰国奨励を行った。しかし、失業者が大量に現れる中で、移民の帰国に対する経済援助に対して世論は大きく反発し、不法移民の国外追放を望む声が大きくなった（東村 2010a: 133-134）。そこで台頭したのが1972年に成立したFNであり、ゼノフォビアだけではなく経済不況による影響を受けた労働者なども取り込むことによって、政党として1980年代以降に勢力を大きく伸ばした。また、労働者の取り込みに成功したことには、従来労働者を支持基盤としていた共産党の凋落も原因として存在していた（松浦 2005: 26-29）。戦後の共産党は労働者や失業者、若い世代の忠誠を保持していた。しかし第一の問題として、高まる雇用不安と長期間に及ぶ失業によって若い有権者が組織労働と切り離されてしまったため、共産党はその後の若い有権者の選挙基盤を補充できなかった（アリック 1997: 278）。第二の問題として、1970年初頭にソ連と思想面で一線を画していた共産党は、再び1970年代後半からソ連に追従するようになった。そのため、フランス社会の現実と、党執行部による旧態依然の共産主義の理念の間でずれが拡大したことも、共産党支持者の減少に影響した（ルネ 1995: 64-69）。つまり、経済の悪化や共産党の弱体化などの理由からFNが台頭したため、今まで政治に反映されることの無かった、移民に不満を抱く有権者の声が政策に反映されるようになった。

第二に、1997年に再び移民政策の転機が訪れる。同年6月の選挙結果により社会党と共和国市民運動による左派連立内閣が誕生し、社会党のジョスパンが首相、共和国市民運動党首のシュヴェヌマンが内相に就任した。ジョスパンとシュヴェヌマンは当初、排外的な移民政策の緩和で協力していた。しかし次第に、EU諸国との連携強化を望み、移民政策においても寛容であるジョスパンと、EUに対する懐疑を感じ、移民政策のこれ以上の緩和も限界であると考えたシュヴェヌマンとの間で大きな溝ができるようになる。その結果、2001年にシュヴェヌマンは政権から離脱するに至り、左派政党の間でも移民政策における法制度や権利の緩和を巡って対立点が生まれることとなった（東村 2010a: 134）。この状況を図示したのが次の図3である。左派政党においても移民政策の緩和に反対する立場が現れたこととなり、フランス政治の右傾化がみてとれる。しかし、左派の政党のなかでも移民の規制をめぐる対立が生じる一方で、有権者は90年代以降左右の政党間の違いを見出せなくなり、「既存の左右政党」と「第三の道としてのFN」という形で政治を捉えるようになっていった。右派と左派の政策の違いが曖昧になり、既得権益を分け合っている一つの「システム」が従来の共和国連合、フランス民主連合、社会党、共産党であり、それらに対して移民政策で明確な対立点を作っているのがFNだとする見方である。1980年代後半から2000年代にかけて、長い期間コアビタシオンが成立していたことや、地方政治において左右政党が国民戦線に対抗するために「共和国戦線」を結成し選挙協力を行っていたことも、既存政党間の違いがないという印象を強めた（松浦 2005: 32-33）。実際に次の表5

をみても、有権者の中で左右政党間の違いが感じられにくくなったことが判明する。左派と右派の区別が曖昧となった状況のなかで、第三の道とみなされた FN 支持者の票を取り込んでいったのが、既存の右翼政党である UMP に所属するサルコジであり、その政治戦略について次節で詳しく考察する。

図 3 2001 年での各政党の位置づけ



出典：東村 2010A: 135 より筆者作成

表 5

「左翼と保守の相違がフランス政治の理解に有効な枠組みであるか」についての調査

| | 1981 | 1984 | 1991 |
|-------|------|------|------|
| 有効である | 42% | 37% | 33% |
| 時代遅れ | 33% | 49% | 55% |

出典：SOFRES（1992）“L’Etat de l’opinion 1992”，Paris: Seuil 59 アリック 1997: 80
より引用

●第三節 サルコジの台頭とその要因

この節ではサルコジがどのようにして既存政党とは異なる政策を取り、同時に FN との差別化も図ることができたのか、サルコジの支持者拡大の要因と共に検討していく。

サルコジは 2002 年に内相に就任してから、移民政策に関してどのアクターとも距離を取る形で存在感を強めていた。社会党など左派政党と対立するだけではなく、自身が所属する UMP に対しても批判を行うなど、右派政党内でも異色の存在となっていた。サルコジは FN の台頭に目をつけ、自身も既存の左右政党とは異なる移民政策路線を提唱するが、この背景には前述の左右政党間の違いの曖昧さに加え、既存の政党の移民政策に対する態度が指摘できる（東村 2010a: 135-136）。そもそも既存の左右政党の移民についての大枠の議論では、実際の制度運用より抽象的な共和主義論争が多くなされており、あまり移民問題の現状自体に触れられずにいた。なぜなら移民問題は国のアイデンティティの根幹にかかわる問題であり、フランスの理念である共和国精神に立ち返って議論が行われる必要があったからである。そこでは左派は普遍的な人権を、右派はフランス社会への同化をフランスの共和国精神として論じるが、それらの議論は全て共和国原理という大枠のなかだけで閉じられてしまい政策は膠着した。そこで FN やサルコジは、移民がフランスの諸問題の要因になっていることをわかりやすい言葉で語りかけ、実践的な移民政策を提唱することで、世論の支持を集めることに成功した（中谷 2013: 117）。FN の党首であるルペンも、サルコジと同様治安問題や失業率の問題を移民に押し付けることで、ゼノフォビアらの支持を集めていたが、サルコジはルペンと同一視されることを避ける手法をとった。ルペンは移民が合法か違法かを問わず、一括して「移民」とくくっているが、サルコジは排除されるべき移民を具体的に定義している。排除されるべき移民はフランスに不法滞在する者やフランス人としての意識を持たないものなどであり、フランスの国益に適う移民であれば評価するとした。実際にサルコジは貧しい移民二世の出身であるが、フランスに同化できたという事実を基に、自身を見本として例示した。この言説によって、従来の移民政策に抵

抗しているが、FNの感情的で現実離れしたスローガンに不安を覚える有権者層や、FNの支持者であったが、それによる社会的不利益を気にする人々を取り込むことで、一気に支持層を拡大することに成功した（東村 2010a: 133-137）。実際にサルコジ自身も「移民ゼロ政策も移民無制限受け入れ政策も間違いだ」とオーバーに表現することで、自分の政策が「第三の道」であることを強調している（中谷 2013: 115）。

また、政敵である社会党が自身の移民政策の失敗を認めていたことから、社会党に失望した左派の人々まで取り込めたことも台頭要因として指摘できる。社会党の移民政策を振り返った際、1981年に大統領に選出されたミッテランは、「フランスの移民政策は限界に達した」との声明を出すことで、最終的に社会党の失策を認めていた。1990年代の社会党は、ジョスパンがシュヴェヌマンと既存の移民政策の緩和をめぐる対立していた。これら社会党の失策に対してサルコジは「従来の政府による移民政策が破綻した」と述べ、リベラル派の人々を取り込むことにも成功した（東村 2010a: 137）。

● 第四節 サルコジと選別的移民政策

この節ではサルコジが2006年移民法改正を行うまでの政策プロセスを細かく見る。また憲法院によって2006年移民法が合法とみなされたことに対する考察を行う。

序章第二節で述べたように、2006年移民法は「家族移民の制限」「経済移民の優先的な受け入れ」「統合の厳格化」「不法移民の追放の強化」という4つの特徴を持っている政策である。サルコジがこの2006年移民法を成立させる実際のプロセスを考察する。サルコジは2002年に内相に就任した後、2003年移民法を成立させ、当時注目されていたスカーフ論争とあわせて移民や宗教に関する様々な議論をフランス内で巻き起こしていた。それまで共和主義やそれに基づいた移民政策を当然としてきたフランス政府は、移民や宗教に関する議論によってイスラム教徒のモスク建設や男女隔離の要求が高まることを、共和主義とライシテに対する緊急かつ重大な問題だと捉えていた。しかしその矢先に、不満や要求が限界に達した移民や移民2世・3世による2005年暴動が発生することとなった。この暴動の対策において、シラク大統領やドヴィルバン首相は移民に融和的な態度を示したが、サルコジは一貫して以前と変わらない移民に対する厳しい態度を取り続けた。そのため、シラクらはサルコジを厳しく批判し、同じUMP内でもサルコジは非難の的になった。しかし、非難を受けながらもサルコジは「選ばれた移民」政策を開始し、皮切りとしてフランスにおける留学生の受け入れ厳格化を発表した。これに対しても批判を浴びることとなったサルコジだが、建前ばかりを論じてきた伝統的な右派や、不法移民を放置した左派に対して、自身の移民政策に正当性があることを改めて強調し、独自の移民政策をその後も推し進めることとなった。サルコジによる2006年移民政策の法策定が現実味を帯び始めると、サルコジを批判していたシラクやドヴィルバンも賛成側に回ることとなった（東村 2010b: 141-143）。

実際にサルコジによって2006年移民法の草案が国会に提出され、一部の経済移民の優遇

や家族移民の制限など、その選別的な内容が明らかになると、15000人による抗議デモや、350もの移民擁護団体からの批判、カトリック・プロテスタント・東方正教会の三宗教の責任者からの反対など、この法律はより多くの非難を浴びるようになった。しかしサルコジはUMPの党大会で「フランスに滞在していることを苦痛に感じる者は、フランスを即座に離ればよい」と主張し、その信念を曲げることはなかった。国会において審議が開始されると、サルコジは2005年暴動について、これまで移民政策に着手することをタブー視してきた結果だと主張し、従来の移民統合システムの破綻や、フランスの理念に適合する移民と経済的貢献度の高い移民を選別する必要性を訴えた。この主張は移民の大量受け入れを行ってきた従来の左右両党の政策を批判することとなり、「サルコジは過剰な自己宣伝をしている」と左右の党派を超えて多くの議員からみなされた。しかし、実際に同法の可否について投票が行われると、社会党、共産党、緑の党の反対票が164票であったのに対して、UMPとフランス民主連合による賛成が367票にのぼり、可決されることとなった。つまり、右派議員はサルコジに異議を唱えながらも、不法移民に厳正に対処する2006年移民法には肯定的だった。同法は国民議会での通過当日に緊急宣言が付され、1ヶ月後に元老院の憲法議会委員会によって投票が行われ、そこでも可決されることとなった（東村2010b: 147-149）。元老院の諮問後に、左派議員によって憲法院にも法案が通された。ここでは2006年移民法の第31条・第44条・第45条・第47条・第57条の合憲性についての判断が下された。第31条・第44条・第45条・第47条は「家族移民の制限」「統合の厳格化」、第57条は「不法移民の追放の強化」と関わる法律である。これらの法律に対して、第45条に条件が付いた⁵ものの、憲法院は全て合憲であるという判断を下した（高山2006: 89）。

この判断について、既存のフランスの共和主義の理念からの変化を読み取れるため、考察を加えておく。フランスでは従来、共和主義の理念から一部の人種・民族等を対象にする法律を禁じてきた。このことは、第二章第四節でジョクス法や欧州少数地域言語憲章が、憲法院の判断で違憲とみなされたことからよくわかる。1980年代からは共和主義を移民政策に適用し、宗教や出自などを問うことなく受け入れを行い、統合において移民の「私的領域」にフランス政府が介入することもなかった。一方でこの2006年移民法についての憲法院の判断は、家族移民の制限や移民のフランス的価値観への同化という、既存の共和主義の理念に反する法律について、留保付きではあるが合憲としている。つまり、パリテでのクオータ制の解禁や、ZEPやエスニック統計論争など移民政策分野での共和主義の理念の変容を踏まえて、フランスで従来違憲だと見なされてきた事柄が、合憲と認められるようになったことが判明する。

⁵ 第45条は家族呼び寄せの条件に「申請者がフランス共和国の法律によって認められた基本的原理に従う」ことをあげているが、この条件が「共和国の法律にしたがって、フランスにおける家庭生活を規定している重要な原則」のことを言っているのであれば憲法違反ではないという留保がついた（高山2006: 89）。

○終章

この章では本稿で今まで議論してきた仮説について結論を出し、今後の課題について示す。

●結論

第二章と第三章で検証できた事実を確認していきたい。第二章では EU による共和主義的政策の変容について考察した。第一に EEC から現在までの EU の移民政策を辿ることで、EU 市民権などの形で EU 域内出身者に対して権利が与えられ、それに対して境界の厳格化などの形で EU 域外出身者に対する厳格化がなされてきたことを検討した。第二に EU 域内出身者か EU 域外出身者であるかという差が実際に雇用に結びついており、EU 域外出身者が差別を受けているということを分析した。イスラムフォビアという観点においても、EU 域外出身者はイスラム教徒であり、かつ治安を脅かすという偏見を持たれていた。第三に社会が分断されたことで共和主義的政策は限界を迎え、その理念を変化させるべきだという議論が登場した。実際に政策においても、従来の共和主義的政策とは異なるパリテ法や ZEP 政策などが行われるようになった。第三章ではフランス社会の右傾化によってサルコジが選別的移民政策を取るようになった過程を分析した。第一にフランス社会が EU の進展とともに右傾化していることを 2005 年の欧州憲法条約否決という事例を用いながら考察した。第二にフランス政治における各政党の移民政策における立場の推移を辿ることで、FN の影響によって次第にフランス政治が右傾化していく過程をみてきた。第三に「第三の道」として FN と同様に有権者の支持を得るサルコジが登場し、従来の共和主義的政策とは異なる政策として選別的移民政策を強固に推し進めたことを考察した。その選別的移民政策は、最終的に憲法院によって違憲と判断されなかった。

以上の事実から考察を行う。EU による EU 域内移民と EU 域外移民の分断はフランスでの移民間の差異を拡大し、その差異が雇用問題やイスラムフォビアなど EU 域外移民への差別に繋がった。EU 域外移民への差別が広がることで、従来の共和主義の理念による移民政策は限界を迎え、選別的な政策を取らざるを得なくなった。これまでの選別的な政策とは異なる憲法院の判断が 2006 年移民法に下された背景には、共和主義の理念の変容があった。つまり、フランス社会の右傾化という要因による選別的移民政策の成立には、加えて EU の影響による共和主義の変容という要因があった。また、フランス社会の右傾化によって EU 域外出身者への差別が拡大し、その是正をするにあたって従来の共和主義的政策では対応しきれなくなり、政府は選別的な政策の転換を行わざるを得なかったことも推測できる。そのため、共和主義の理念の変容とフランス社会の右傾化は、相互に影響を与えあう関係だと考えられる。共和主義の理念の変容とフランス社会の右傾化という 2 つの相互

に關係する要因が、最終的に 2006 年移民法改正とそれに続く一連の選別的移民政策を生み出した。

●今後の課題

本稿では EU の影響が直接的に選別的移民政策に影響したということまでは立証できず、あくまで EU の影響力の拡大が共和主義的政策の変容という形で関わっているという論の進め方になった。しかし、2003 年移民法改正における EU の影響や、2006 年移民法改正での事実上のクオータ制の受容は直前の EU 緑書の影響を受けている可能性があることなど、様々な観点から EU と選別的移民政策の関係性は存在しているため、これについて論理的に因果関係を導くことは課題として残されている。

○参考資料

●参考文献

- ・アリック・G.ハーグリーヴス（1997）『現代フランス——移民からみた世界』（石井伸一訳）明石書店
- ・安江則子（2012）「EU の域外国境管理政策とフランスの移民問題」安江則子編『EU とフランス——統合欧州のなかで揺れる三色旗』法律文化社、71-94
- ・アンドレア・センブリーニ（2003）『多文化主義とは何か』（三浦信考・長谷川秀樹訳）白水社
- ・井口泰（2005）「欧州統合と移民・外国人労働者政策——政策転換の展望」『歴史と経済』47(3)、31-36
- ・伊藤るり（2017）「共和国的統合コンセンサスへの挑戦とその帰結」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、141-165
- ・稲葉奈々子（2003）「「共和主義的統合」の終わりと「多文化主義」のはじまり——フランスの移民政策」小井土彰宏編『講座 グローバル化する日本と移民問題 移民政策の国際比較』明石書店、83-116
- ・上林千恵子（2017）「高度外国人材受入政策の限界と可能性——日本型雇用システムと企業の役割期待」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、279-309
- ・植村充（2016）「移民政策領域における欧州化：欧州統合とフランス移民政治の変容」『上智ヨーロッパ研究』（8）、83-96
- ・大隈宏（2012）「EU 共通移民政策の模索——Development-Migration Nexus の基本構図」『成城大学社会イノベーション研究』7（1）、28-68
- ・カトリーヌ・ヴィートル・ド・ウェンデン（2009）「フランスの移民政策の新たな方向づけ？——「選別的移民政策」とその批判」『移民政策研究』（創刊号）、152-160
- ・柄谷利恵子（2017）「ポイント・システム導入と民営化の進展——敵対的選別化への道」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、119-140
- ・久保山亮（2017）「移民政策のパラダイム・シフト——国民福祉国家から国民競争国家へ」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、166-195
- ・崔 一星（2014）「フランス共和主義の系譜と多文化主義——多文化主義の「失敗宣言」の政治学的意味を中心に」（李吟京訳）『政治思想研究』（14）、143-170
- ・佐藤香寿実（2015）「フランスにおける「イスラム問題」と政教分離原則ライシテ」『お茶の水地理』（54）、1-10

- ・塩原良和 (2017) 「「線」の管理から「面」の管理へ——技術移民受入・庇護希望者抑留と空間性」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、70-94
- ・自治体国際化協会(2011)「フランスの移民政策—移民の出入国管理行政から社会統合政策まで—」『Clair Report』(No.363) 自治体国際化協会
- ・鈴木尊紘 (2008) 「フランスにおける 2007 年移民法——フランス語習得義務から DNA 鑑定まで」『外国の立法』(237)、14-35
- ・鈴木一人 (2012) 「第 10 章 遠ざかるヨーロッパ」吉田徹編『ヨーロッパ統合とフランス——偉大さを求めた一世紀』法律文化社、259-288
- ・高山直也 (2006) 「フランスにおける不法移民対策と統合」『外国の立法』(230)、72-90
- ・ダニエル・サバ (2009) 「「積極的差別」政策におけるフランス的モデルと移民」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、171-184
- ・鳥羽美鈴 (2009) 「学校教育による平等・統合とその挫折」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』、東京大学出版会 91-106
- ・中谷真憲 (2013) 「フランスの移民問題とアイデンティティーサルコジはポピュリストだったのか」『京都産業大学世界問題研究所紀要』(28)、109-122
- ・中野裕二 (2007) 「フランス共和制の変容——地方分権改革、地域民主主義・近隣民主主義立法の意味するもの」宮島喬・若松邦弘・小森宏美編『地域のヨーロッパ——多層化・再編・再生』人文書院、69-92
- ・中野裕二 (2009) 「移民の統合の「共和国モデル」とその変容」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、15-30
- ・浪岡新太郎 (2009) 「宗教・参加・排除 ムスリム系移民の社会的位置とその行動」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、67-90
- ・新田浩司(2014)「アメリカ合衆国移民法の最近の動向に関する研究」『地域政策研究』16(3)、15-29
- ・野村佳世 (2009) 「「サン・パピエ」と「選別移民法」にみる選別・排除・同化」宮島喬編『移民の社会的統合と排除 問われるフランス的平等』東京大学出版会、185-204
- ・長谷川秀樹 (2000) 「現代フランスにおける言語問題——地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって」『立命館国際研究』12(3)、455-472
- ・畑山敏夫 (1997) 『フランス極右の新展開——ナショナル・ポピュリズムと新右翼』国際書院
- ・東村紀子 (2010a) 「サルコジ 2003 年法の策定過程 : 移民政策の転換期を迎えて」『国際公共政策研究』14 (2)、125-139
- ・東村紀子 (2010b) 「サルコジ 2006 年移民法における『選ばれた移民』政策 : 新しい移民統合モデルと『制度化された移民政策』システムを求めて」『国際公共政策研究』15 (1)、137-150
- ・フランソワエラン (2008) 『移民の時代、フランス人口学者の視点』(林昌宏訳) 明石書

店

- ・堀井里子 (2017) 「「国境のないヨーロッパ」という幻想」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会、96-118
- ・馬紅梅 (2011) 「フランスでの選別的移民受入政策とその問題について」『松山大学論集』23 (4)、37-70
- ・松浦雄介 (2005) 「フランスにおける国民戦線の台頭と社会システムの変容」『文学部論叢』85 (地域科学篇)、23-44
- ・宮島喬 (2006) 『移民社会フランスの危機』岩波書店
- ・宮島喬 (2009) 「移民の社会的統合をめぐる問題・課題の所在」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、1-14
- ・宮島喬 (2009) 「雇用と失業からみる社会的統合の現状」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、49-66
- ・宮島喬 (2012) 「フランス移民労働者政策の転換—2006 年移民法と「選別的移民」の合意」『大原社会問題研究所雑誌』645、1-13
- ・森洋明 (2001) 「フランスに於ける移民の現状と問題点」『天理大学おやさと研究所年報』8、27-42
- ・山本須美子 (2012) 「オランダの移民政策と中国系移民を巡る議論：イギリスとフランスの比較から」『東洋大学社会学部紀要』49 (1)、5-23
- ・吉田徹 (2012) 「序章 フランスと欧州統合」吉田徹編『ヨーロッパ統合とフランス——偉大さを求めた一世紀』法律文化社、1-22
- ・李秀香 (2009) 「サルコジ政権下での「選択的」移民政策をめぐる議論」『ソシオサイエンス』(15)、212-219
- ・ルネ・レモン (1995) 『フランス——政治の変容』(田中正人・塚本俊之訳) ユニテ
- ・Dumont, G.-F.(2008) “Immigration étrangère et développement local en France” *Futuribles*, n° 343

●参考記事

- ・HuffPost 「2014 年 02 月 25 日 移民で日本の人口 1 億人を維持できるか 政府の議論が本格化」

http://www.huffingtonpost.jp/2014/02/24/immigration-politics-japan_n_4851144.html

2017 年 11 月 3 日閲覧

- ・NHK News Web 「残留か離脱か 主な争点は」

<http://www3.nhk.or.jp/news/special/brexit/article3.html>

2017 年 11 月 3 日閲覧

- ・Wall Street Journal 「2015 年 8 月 17 日 トランプ氏「不法移民を強制送還」米大統領選の公約」

<http://jp.wsj.com/articles/SB12074596417245674887704581175313005704004>

2017年11月3日閲覧

- ・法務省 入国管理局 高度人材ポイント制とは？

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/system/

2017年8月23日閲覧

●参考統計

- ・INSEE “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005”

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1280789>

2017年12月5日閲覧